

ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業実施要綱

4産労農安第1536号

令和5年4月1日

第1 目的

近年、区部や北多摩地域等の住宅と農地が密接する地域において、ハクビシンやアライグマ等の中型野生獣による農作物被害が深刻化している。これらの被害軽減・防止を図るため、中型野生獣侵入防止のための施設の普及、効果的かつ効率的に防除するための協議会の設置や講習会の開催、捕獲等に対して支援することを目的とした「ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業」に関する基本的事項を定める。

第2 事業区分

ハクビシンやアライグマ等の中型野生獣による農作物被害を防止するため、次の事業区分により本事業を実施する。

- 1 侵入防止施設整備事業
- 2 侵入防止施設整備推進事業
- 3 普及啓発支援事業
- 4 有害鳥獣捕獲支援事業
- 5 対策調査

第3 事業実施主体

事業の実施主体は、以下のとおりとする。

- 1 第2の1、2、3、4については、近年、ハクビシンやアライグマ等の中型野生獣による農作物被害が認められている、又は周辺の状況から今後被害が想定される地域の区市町村もしくは農業協同組合とする。
- 2 第2の5については、都とする。

第4 事業実施計画

- 1 第2の1、2、3、4の事業を実施する事業実施主体は、事業実施年度ごとに、「ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業実施計画」（以下「実施計画」という。）を作成し、知事に提出し、承認を受けるものとする。
- 2 事業実施主体は、知事の承認を受けた実施計画について、別に定める重要な変更を必要とする場合は、前項の規定を準用する。
- 3 実施計画の内容については、別に定めるところによる。

第5 助成措置

第2の1、2、3、4の事業について、知事は、別に定めるところにより、毎年度、

予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費を事業実施主体に対して助成するものとする。

第6 推進体制

知事は、本事業の実施に当たり、関係機関との密接な連携を取りながら、必要に応じて助言・指導するとともに、関連施策との連携に配慮し、円滑かつ適切に推進する。

第7 事業実績報告

- 1 事業実施主体は、第2の1、2、3、4の事業を完了した場合は、事業実績を知事に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、知事が前項のほか報告を求めた場合は、報告しなければならない。
- 3 実績報告の内容については、別に定めるところによる。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。